

第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画の概要

1 計画見直しの必要性

第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2年度から令和6年度まで)を策定し、教育・保育の提供体制の確保等の施策を実施してきましたが、計画策定から3年が経過し、実際の利用状況と計画策定時の見込み量と確保の方策について、見直しの目安とされる10%以上の乖離が生じている事業について、適切な提供体制を確保するため、見直しを行うものです。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの計画期間のうち、令和5年度及び令和6年度について、見直しを行います。

3 見直しの対象

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

- ① 令和5・6年度の3・4・5歳児(1号認定)の教育希望の見込み量
- ② 令和5・6年度の3・4・5歳児(2号認定)の教育希望の見込み量
- ③ 令和5・6年度の0歳児(3号認定)の見込み量

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策

- ① 令和5・6年度の放課後児童健全育成事業の確保方策
- ② 令和5・6年度の一時預かり事業(幼稚園型)の見込み量、確保方策
- ③ 令和5・6年度の乳幼児全戸訪問事業の見込み量、確保方策

4 見直しの方向性

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

- ① しまの杜神明幼稚園が令和4年4月にしまの杜こども園へ移行したことにより、1号認定が減少したため、見込み量を下方修正します。
- ② 2号認定3歳以上の教育希望については、計画当初は利用が見込まれていましたが、志摩市では認定がありませんので、見込み量を「0」に修正します。
- ③ 3号認定0歳児の保育については、計画を上回る利用があり、今後も利用が見込まれることから見込み量を上方修正します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

- ① 放課後児童健全育成事業の定員の見直しを行ったため、確保方策を上方修正します。
- ② 一時預かり事業(幼稚園型)については、対象となっていた、しまの杜神明幼稚園が、令和4年4月から、しまの杜こども園へ移行したことにより、見込み量及び確保方策を「0」に修正します。
- ③ 乳幼児全戸訪問事業について、出生数の減少により、見込み量及び確保方策を下方修正します。